

目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会会議録

名 称	令和元年度第1回目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会
日 時	令和元年10月4日(金) 午後6時30分～8時30分
会 場	総合庁舎本館2階大会議室
出席委員	石渡委員長、北本副委員長、平岡委員、中島委員、北村委員、山田委員、徳永委員、中崎委員
欠席委員	なし
区側職員	上田健康福祉部長、田邊健康福祉計画課長、小野塚健康推進課長、細野福祉総合課長、伊藤介護保険課長、松下高齢福祉課長、保坂障害福祉課長、樫本生活福祉課長
傍聴者	2人
配布資料	<p>資料1 計画改定専門委員会の公開等の取り扱いについて(案)</p> <p>資料2 付託事項「各計画の基本理念」</p> <p>資料3 付託事項「地域共生社会の実現」</p> <p>資料4 第1回及び第2回地域福祉審議会に係る意見等</p> <p>資料5 今後の予定について(案)</p> <p>参考資料1 見守り事業パンフレット「みんなでつくる見守りの輪 住み慣れたまちでだれもが安心して暮らし続けられるように」</p> <p>参考資料2 生活支援体制整備事業めぐろ支え合い通信第1号</p> <p>参考資料3 めぐろ区報8月25日号「座談会 今、私たちができること 地域の支え合いで災害に強いまちへ」</p> <p>参考資料4 チラシ「災害に備えた避難支援対策～災害に備えて地域との情報共有に取り組みます」</p> <p>参考資料5 障害のあるかた・介護が必要なかたのための防災行動マニュアル</p>
会議次第及び主な発言	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 委員長互選</b> 互選により石渡和実委員を委員長に決定した。</p> <p><b>3 副委員長互選</b> 互選により北本佳子委員を副委員長に決定した。</p> <p><b>4 計画改定専門委員会の公開等の取り扱いについて</b> 健康福祉計画課長 (資料1により説明) 委員長 資料のとおり決定する。傍聴者に入室していただく。</p> <p><b>5 付託事項「各計画の基本理念」の検討</b> 健康福祉計画課長 (資料2により説明) 介護保険課長 (資料2により説明)</p>

**障害福祉課長** (資料2により説明)

**委員長** 介護保険事業計画のみ一部変更するという内容である。意見を伺う。

**副委員長** 基本的な内容はこのままでよいと思うが、3計画の整合性や、つながりを深めたほうがいいのではないか。各計画の基本理念には、「その人らしく」と「自分らしく」という言葉が出てくる。同じ意味で使っているのであれば統一したほうがよいのではないか。

保健医療福祉計画の基本理念にある「個人の尊厳と人間性の尊重」について。個人の尊厳の尊重はしっくりくるが、人間性の尊重は分かりにくいと思った。観点の1つ目に「人格の尊重」とあるが、基本理念のほうも「個人の尊厳と人格の尊重」としてはいけないのか。

**委員長** 人間性の尊重を人格の尊重に変えるということか。

**副委員長** どちらかに合わせたほうがよい。「その人らしく」と「自分らしく」は、きちんと定義づけができれば統一しなくてもよいと思う。

**委員** 「その人らしく」は相手のこと、「自分らしく」は自分のことではないか。自分を中心として捉えるか、相手を中心として捉えるかの違いではないか。これからは自分たちが主人公だよという意味で捉えれば、「自分らしく」のほうがよいように思うが、あまりこだわらなくてもよいと思う。

**副委員長** 政策側に立って書くときは「その人らしく」、利用者側のときは「自分らしく」などと整理できるのならば、このままでもよいかと思った。

**健康福祉計画課長** 国の言葉の使い方等を踏まえて、再度ご提案し、ご意見を伺うということではいかがか。

**委員長** そのようにお願いします。

**委員** 国は、平成29年、障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインを策定し、平成30年、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを策定した。これらのガイドラインの考え方が、各計画に入っているかどうか確認が必要である。どのような状態になっても、その人が自分の人生を主体的に決めていくこと、また、その人をどのように支えていくかが見えればよいと思う。

**副委員長** 障害者計画の基本理念には、自己選択・自己決定という言葉が出ていますが、介護保険事業計画の基本理念では、自立支援、利用者本位という言葉になっており、自己選択、自己決定ということが明確に出ていない。このような考え方が、計画にはっきり反映されるのがよいと思う。

**委員** 障害者計画に関しては、国で基本的な理念についての検討が進んでおり、しっかりしたものが示されている。それをできる限り保健医療福祉計画にも反映させられないか。意思決定支援ガイドラインについては、権利擁護のところで考え方が明記されているということだが、もう一步抽象化した理念のレベルで、どのように書き込んでいくかを今後の課題として検討していてもよいと思う。

**副委員長** 介護保険事業計画の基本理念について。「高齢者が住み慣れた地域でその人らしく自立し、充実した生活を送る」という基本理念を新たに置くことはよいと思うが、基本的な考え方の「区民の共同連帯」の項目にも記載があるように、要介護者だけでなく、その介護をする家族等も含んでいることをどこかに示しておくほうがよい。

**介護保険課長** ご意見を踏まえて、再度検討する。

**委員長** 障害者計画では、自己選択・自己決定という言葉が入っているが、自己決定ではなく、意思決定という言葉を使うことに意味があるという議論もある。

国の意思決定支援ガイドラインでは、意思決定という言葉を使っていると思う。医療の分野でも、国は、身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインを示した。新しい流れでは、言葉の用法が変わってくるのかもしれない。

**健康福祉計画課長** 意思決定を入れていく方向で、今後文言等を検討し、あらためてご意見を伺いたい。

**委員** 基本理念の組み立て方について。介護保険事業計画は、第1が基本理念、第2が基本的な考え方となっている。一方で、保健医療福祉計画と障害者計画は、基本理念の下に幾つかの観点がある。介護保険事業計画だけ組み立て方を変えているのは、何か理由があるのか。

**介護保険課長** 介護保険事業計画は、保健医療福祉計画、障害者計画と同様に様々な施策を推進するという面もあるが、一方で、介護保険制度に則って計画を実行していくという面もあり、介護保険制度の内容についても記載している。分かりやすく整理するため、これまではこのような形としてきたが、審議会の意見を踏まえ検討していきたい。

**委員** 介護保険事業計画は、介護保険制度に基づく計画ということで、また別という考え方であれば、それで構わないと思う。

**委員長** 各計画の基本理念については、付託事項の検討をひと通り終えた後で、再度検討する予定である。本日の検討はこれで終わる。

## 6 付託事項「地域共生社会の実現」の検討

**委員長** 次に、付託事項「地域共生社会の実現」について検討する。この付託事項は、包括的支援体制の充実、地域の支え合いの推進、災害時要配慮者支援の推進、権利擁護の推進の4つの課題に分けて議論を進める。

### (1) 包括的支援体制の充実

**健康福祉計画課長** (資料3(1)により説明)

**委員長** 意見を伺う。

**委員** ソーシャルワークという言葉も使い、重要なところがしっかりと盛り込んである。今後はひきこもりの課題も重要になってくる。就職氷河期世代といわれる35歳から45歳くらいの人への支援については、国は1千300億円以上の予算を付けるという方向性もある。目黒区としても、就職氷河期世代をしっかりと支えていく視点を持っていることをメッセージとして出していてもよい。

**委員** 福祉のコンシェルジュを開設し、少しずつ成果が上がっているようだが、対面では相談しづらい人にどうやって相談を受けていただくか。例えば、虐待の相談では、若い世代からの相談も多いと思われるので、スマートフォンのアプリを活用するなど、相談の入り口として幾つかのチャンネルがあったほうがよいと思う。今後検討してもらいたい。

**副委員長** 区には、地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉のコンシェルジュもあり、生活支援コーディネーターや様々な援助者がいて、メニューはだんだん充実してきた。前回の改定するとき、それぞれがどのようにつながっているのかが分かる図があるとよいと話したが、結局、図はできなかった。今後は、福祉のコンシェルジュが中心となり、地域包括支援センターや様々な援助者がつながっていくのだと思うが、今回は図で可視化できるとよいと思う。

**委員** 共生サービスを地域で展開していくとき、コンシェルジュという言葉は、キーワードとして使いやすく、民間でも使用している例が見られる。福祉のコン

シェルジュは、民間ではなく、公的な窓口であると明確に周知しないと誤解を招く可能性もある。気を付けていくべきだ。

**健康福祉計画課長** コンシェルジュという言葉を使うことで、民間との混同を招くという面もあるとは思いますが、逆に言えば、相談しやすいイメージを持っていただけるのではないかと考えている。行政と民間の区別をどのように明確にしていくか引き続き考えていきたいと思うが、福祉のコンシェルジュは開設したばかりであるため、しばらくはこの愛称を使って周知していきたい。

**委員** 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する事業所の名称として使うことを考えていたのだが、できれば使わない方向に変えようと思っている。

**副委員長** 区の福祉のコンシェルジュとは、また違うコンシェルジュとして立ち上げてよいのではないかと。両方のPRになるのではないかと。

**委員長** 分野横断的に相談支援を行っていくという区の姿勢を区民に理解してもらうには、コンシェルジュという言葉は、とてもふさわしいと思っている。

**委員** 資料の内容は、よく検討されて書かれているものが多いと思う。前回の審議会で確認しておけばよかった点でもあるが、計画改定専門委員会への付託事項6項目は、現行の計画とどのように結びついているのかが分かりにくい。資料の個々の文言まで、ここを直したほうがいいのかと議論するのか、それとも、付託事項となった事柄について、どのような視点で取り組むべきかということについて議論するのかを確認できないと、検討が進まないと思う。

目黒区は早くから地域共生社会の観点で施策を展開してきた。歴史的に見ると、共生社会という言葉は、どちらかと言えば、障害者との共生とか外国人との多文化共生というような意味合いで使われてきたのだが、国は、現在、地域共生社会という言葉を用いて、介護保険を中心とする地域包括ケアシステムの中で強く打ち出している。資料には、福祉のコンシェルジュなど多様な問題を抱えた人たちへの対応が中心に書かれており、介護保険に偏っている訳ではないのだが、障害者支援については、この資料には含まれていないような感じがするし、付託事項としても別項目になっている。障害者への支援においても、医療や教育等を含めた包括的支援が必要であり、区は実際には取り組んでいるのだが、包括的支援体制の資料としては、どう書くべきか。地域包括ケアシステムの枠組みだけの捉え方になるのか、保健医療福祉計画の基本という位置づけになるのかが気になった。

**健康福祉計画課長** 本日の資料は、委員の皆様への議論のための材料であり、事務局として国等の動向や区の現状、今後の取り組み等を記載している。今後、答申をいただく際には、委員の皆様からのご意見や事務局資料を含め、あらためて提案していきたい。これまでもそのような進め方をしており、今後も同様に進めていくというイメージを持っている。

地域共生社会は、高齢者だけでなく障害者、生活困窮者、子どもなど広く対象とするものと捉えている。障害の分野においても地域共生社会は重要なことである。障害のある人への支援の充実については、第4回計画改定専門委員会において、共生社会の観点からも提案して、ご意見をいただきたいと考えている。

**委員** 説明の趣旨はよく理解できた。

共生社会には、もともと同質ではない異質のものを排除しないで受け入れるという観点が強くあったと思う。最近では、お互いに助け合うとか、行政が見落とししているところもケアするというような観点が強く出ているのだが、実際には、未だに障害者を排除するような言動が様々な場面で見られる。地域共生社会とは、

異質のものに対する排除や攻撃をなくすことを含むという観点も入れていく必要があるのではないか。外国人労働者の導入が本格的に始まることもあるため、国際化への対応についてもどのような形で位置付けられるか検討が必要だと思う。

**健康福祉計画課長** 社会的包摂、いわゆるソーシャルインクルージョンは、大変重要なことと考えている。そのような考え方を文言としても計画に盛り込んでいきたい。

**委員** 資料3の(1)は、包括的支援体制の充実という見出しだが、中身は相談支援体制のことが書かれている。包括的支援体制という言葉からすれば、相談だけでなく実際の支援も含まれるかと思うが、いかがか。

**健康福祉計画課長** 包括的支援体制とは、相談だけやっていたらいいのではなく、アウトリーチし、寄り添い、その人が最も求める状態を目指して支援をしていく体制である。表現が難しく書き方が至らなかったが、包括的支援体制とは相談だけではないと考えている。

**委員** 資料3の(1)の内容は、入り口の相談をきちんとやっていくというものであるため、包括的支援体制という見出しは広すぎると感じた。

**健康福祉計画課長** 資料3の(1)は、制度の狭間など支援を必要としている人に対して相談だけではなく、最後まで寄り添って支えていく、つないでいくという意味で書いたものだが、内容が一部しか書けておらず申し訳ない。入り口の相談支援だけをやっていけばよいという考えではない。

**委員** 資料3の(1) 包括的支援体制の充実では、実際に行政側として進める様々な支援体制のこと、(2) 地域の支え合いの推進では、民間の力を使って支援していくという内容を書き込むということか。

**健康福祉計画課長** 今の段階で、はっきり切り分けができるかどうかは難しいと考えている。(2) 地域の支え合いの推進についても、地域に任せるだけでなく、行政として区民が活動しやすい仕組みをつくることも含めて考えている。

**委員** 本来、包括的支援体制の整備と言うと、行政の相談体制と地域の支え合いを含めた地域づくりの体制とがセットである。

資料3では、包括的支援体制と地域の支え合いの推進が分けて書いてあることに対してこのような疑問が出てくる。地域の支え合いの推進の資料にある「地域における包括的な支援体制の構築に当たっては、断らない相談支援や参加支援とともに、地域やコミュニティにおける多様なつながりを生むための方策（地域づくり）を検討する必要がある」との記述を読めば、これらが一緒であることは分かるのだが、項目が分かれていることで別物に見えてしまう可能性がある。分けることによって、行政の責任が見えやすくなることもあるだろう。どのようにすれば、より区民に伝わるのだろうか。相談窓口を総合化するだけでなく、地域の皆で支えていく仕組みをつくっていかなければならない。今後の議論ということでよいのではないか。行政の相談支援体制と地域づくりは一緒に議論しなければならないということを、今は合意できればよいと思う。

**委員長** 既に(2) 地域の支え合いの推進の議論に入っているようだ。(2) について事務局から説明し、議論を深めていきたい。

## (2) 地域の支え合いの推進

**健康福祉計画課長** (資料3 (2) により説明)

**委員長** 意見を伺う。

**委員** 地域の支え合い活動を推進する人材、中核となる人材は、誰なのか。生

活支援コーディネーターも重要な役割になっている。目黒区では、社会福祉協議会が生活支援体制整備事業の第2層協議体を担っている。コミュニティソーシャルワーカーとも呼ばれている地域福祉コーディネーターも、都全体で配置が進んでいる。今後どこが支え合い活動への支援を担っていくかも大事なところである。支え合い活動を担う人材についても、どのように書き込むのか検討していく必要がある。

**委員** 私たちの事業所が運営するデイサービスに区内の中学生がボランティアに来ていた。区には、めぐろシニアいきいきポイント事業もあるが、高齢者だけでなく若い世代も対象にして、ボランティア活動によって地域での買い物に使えるポイントがもらえるなどの仕組みをつくりネットワーク化できれば、支え合い活動のきっかけづくりになるのではないかと。

今、支え合い活動の担い手が不足している。では、何で補っていくか。例えば、音声を使って家電操作ができるスピーカーなど、AI機能を活用した見守りができないか。ホームヘルパーも高齢化しており、スマートフォンも使えない人が多いが、情報機器を活用できないと情報共有が遅れてしまい、いろいろなどところで支障が出てきてしまうと思う。少し早すぎる議論かもしれないが、支え合いの中に、そのような視点も入れておいたほうがよいのではないかと。

**委員** 私は最近、やればやるほど共生社会の実現は難しいと感じている。幼いころからの福祉教育にもっと力を入れていかなければ、大人になってからいくら共生社会と言っても実現はできない。小学4年生を対象にした福祉教材に加え、今年からは中学生を対象にした福祉教材を作ってください、学校で活用されているが、交流を含めて様々な方策を打っていく必要がある。教育委員会の役割も大きい。来年はオリンピック・パラリンピックもあるし、今年ラグビーワールドカップも日本で開催される。ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワンの精神になぞらえ、共生社会の意識を区民に広げていくという方向性を入れていってはどうかと思う。

**委員** 前回の会議の後、福祉教育を目黒の目玉にしてはどうかと思い、意見を出した。今、人材育成という観点では都道府県の役割だと思うが、将来、区として考えていかなければならない時代が来るだろう。今まで目黒区が大事にしてきた子どものころからの学びや、お互いの地域で学び合うということを次期計画では目玉にして、目黒らしい事業を考えてもよいのではないかと。福祉教育は、地域の学びという観点からも大事なことである。

**副委員長** 福祉教育はとても大切で今のご意見のとおりだが、子どもが大人になるまで時間があるので、かなり先の人材育成となる。当面の課題解決の一つとして認知症サポーターの活動が考えられる。認知症サポーターの養成は随分進んだが、実際の活動にはなかなかつなげられていない。

資料によると、地域活動に参加してみたいかとの調査では、福祉分野はあまり参加したくないという回答結果だったようだ。福祉分野の地域活動といっても何も分からない状況では参加できないだろう。自分の住む地域にはどのような課題があるかを知り、その課題は人ごとではなく、自分の課題にもなるということ認識することが必要だ。例えば、ごみ屋敷の問題。人ごとだと思っても、もし隣家だったらどうするのか。ひとり暮らしの高齢者も、隣に住んでいれば、ぼやが起きたとき影響を受けるかもしれない。人ごとではなく、自分ごとと捉えて初めて、自分も関わらなければならぬ課題であると感じると思う。

今、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」と言われている。参加、

動員の前に、まずは、地域の課題を学ぶ場が必要である。地域の学びの中から、区民が主体的に、これは解決しなければならない課題だと気づくように促していかなければならない。

目黒区には、学ぶことが好きな人たちがいる。今、国もアクティブシニアと言って、シニア層の方々をまちづくりや様々な分野につなげようとしているが、すぐにつながらないのは、地域の学びがないからだという気がする。まさに大人版の福祉教育、社会教育だと思う。地域の課題について地域の誰もが理解するところから始めればよいと思う。地域の課題が緊急に解決すべき深刻な課題となる前に、まずは学びに関心のある人たちから、地域における学びの裾野を広げてはどうか。次のステップとして、その課題をどのように解決しましょうか、一緒に考えませんかというように段階を踏む必要があると思う。地域のことを学ぶ場、地域の課題を知る場をつくるのが、始めのワンステップとして、この期には求められると思う。

**委員長** 福祉教育というと、学齢期の子どもを思い浮かべるが、違う年代の学びについての意見である。地域の学びを実際の活動にどのように結びつけていくか。その橋渡しも大事になってくる。

**委員** 今は、地域の結びつきが弱くなっていて、地域デビューや認知症サポーター養成講座で学んでも、実際にどのように活動したらよいのか分からないために、実践には結びついていないのではないかと。見守りネットワークができたので、少しは期待できると思うが、実践に結びつけるネットワークをつくっていくことが大きな課題だ。

**副委員長** 地域の学びを実践に結びつけるところは、社会福祉協議会が関わってくれればよい。目黒区には、地区社会福祉協議会がない。5地区にある地域包括支援センターは、どちらかというと対人サービスが中心になっていて、地域活動の組織化は、社会福祉協議会の役割という位置づけになっていると思う。しかし、区全域の地域活動を一つの社会福祉協議会で担うのは大変だ。5地区に発足した協議体を活用するならば、各地区の協議体に、いかに専門職の支援が入るかということが重要だ。豊島区などのように地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーのような人材を置かなければ、地域の支え合い活動は進まないのではないかと。

**委員長** 地域の支え合いを考えると、地域住民に視点があるように思えるが、都のボランティアセンターが、企業の地域貢献活動として企業に独自の発想で動いてもらったところ、その企業の動きが大きく変わってきたということがあった。地域の支え合い活動に、地域の企業をどのように生かすかという視点を持つことも大切だ。地域づくりの面でも社会福祉協議会への期待は大きくなってきている。

**委員** 私は、以前に福祉の職場の経験がなく、社会福祉協議会といえば、在宅福祉サービスセンターやファミリー・サポート・センターなど地域の協力をいただきながら、支援を必要としている方に、公的なサービスではなかなか行きわたらないところを支援する活動を自然に行っているというイメージを持っていた。

実際に社会福祉協議会の事業内容を見ると、支え合いの仕組みづくりについても区の委託事業となっており、社会福祉協議会が主体的に地域に出掛け、活動団体や協力者と関係をつくりながら地域活動を推進していくコーディネーターの役割を果たしていくという主体的な立場がとりにくい側面があると感じている。協議体は地区単位で設置されているが、事業を進めるに当たり住区や町会・自治会との関係調整が必要となるなど、一定の地域を区切って事業を行うことには難し

い側面がある。地域では企業やNPO法人など様々な事業団体が任意に活動をしているが、それぞれまとまることができる部分は、各地域でどんどん推進していただき、全区で平均的に行う制度をつくるとか、そのような視点は捨てていただくのいいと感じている。

地域包括支援センターについて、区は出張相談の拡充や支所の設置などを検討している。いわゆる住区構想に伴い、以前は住区ごとにサービス事務所が設置されていたが、今は5地区になっている。その経緯を見れば、公証事務については、利便性の観点から交通の便のよい所に立地するのが望ましい。福祉サービスについては、どのようなあり方が利用者にとってサービスの充実になるのか、あらためて考える必要があると感じている。まとまらない話になってしまったが、社会福祉協議会には、多くの方々からご協力をいただいている。このような方々がより活発に地域で活動していくために、社会福祉協議会としてどのようなことができるのか、区と連携しながら考えていきたい。ぜひご意見をお寄せいただきたい。

**委員** 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスBは、住民主体によるサービスであるが、なかなか広がらない。どうやって盛り上げようかと考えた。例えば、商店街振興組合の組合員を集めて、サポーター養成と同時に家事援助サービスのようなものを付けて、商品を届けるサービスを開始するとか。そのような住民からの提案によるサービスは、区ではあまり聞いたことがない。提案型によるサービスの展開は、今後のキーワードになるのではないかと。

**委員長** 今、各地には、市民活動促進センターなど様々な地域活動の拠点が出てきていると思う。地域活動を推進するための拠点づくりが大切になってきていると感じた。

**健康福祉計画課長** ボランティアの養成やNPO法人への支援、活動の啓発等は、社会福祉協議会のめぐるボランティア・区民活動センターが中心となって行っている状況である。

**委員** 第1層の協議体については、設置に向けた検討を開始する予定と資料にあるが、具体的にどのような方向性になっているか。社会福祉協議会も大変なようで、地区などの区域にこだわらずにという発言もあった。資料を見ると福祉の活動に参加したいと思う区民は少ないようだが、地域には、自分ならこんなことができる、やってみたい、という人たちだけでなく、実際の活動はできないが、活動に使えるような部屋ならあるという人もいるだろう。どんなことでもよいから、できることを取りまとめるようなところがあったほうがよいと思う。そのような役割を第1層協議体が担うのかしれないと思ひ、その設置に向けた方向性を伺いたいと思った。

**介護保険課長** 第2層協議体は、地区ごとに特徴がある。今は、地域にどのような課題があるのか、その課題を解決するためにどのような資源があるのか、どのようにネットワーク化して支え合いを行っていくかなどについて協議していただいている。

第1層協議体は、第2層の協議体が把握した課題の中から、区全体として解決すべき課題があるのではないかと、その課題を解決するためにはどうしたらよいかなどを話し合う場とすることを想定している。第2層協議体は、平成31年1月に5地区に発足し、現在、社会福祉協議会の協力も得ながら、地域で何かできるか協議体のメンバーが一生懸命考えており、区もサポートをしているところである。第1層協議体の設置に向けて、支え合い活動への参加を促すための仕組みづくりや担い手の確保など、区として何かできるか皆さんのご意見も踏まえて検討



していきたい。

**委員** 具体的にはこれからということか。

**介護保険課長** 第1層を意識しながら、第2層を支援しているところである。第1層の設置は、具体的にはこれからである。

**委員** 先ほど社会福祉協議会として地区ごとの活動は難しいというようなお話もあったと思うが、社会福祉協議会にとって、生活支援体制整備事業の第2層協議体の運営を受託したことは、地区ごとに支え合い活動を展開し、通いの場をつくる、地域のつながりをつくっていく布石になったと思う。これは一つのチャンスではないか。先ほどの第1層協議体についての話も含めると、社会福祉協議会は、今までは難しかったかもしれないが、今後は協議体の運営を通して、地域の支え合い活動への支援、地域づくりを広く展開していくことができるのではないか。社会福祉協議会に生活支援コーディネーターが配置され進んでいるとすれば、今後その取り組みが展開されていくと期待したい。

**健康福祉計画課長** 社会福祉協議会のめぐるボランティア・区民活動センターでは、ボランティアコーディネーターを地区ごとに置いている。このボランティアコーディネーターがコミュニティソーシャルワーカーの役割をする位置づけだったのだが、実際にはなかなかできてこなかった。社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーターとボランティアコーディネーターが、今後コミュニティソーシャルワーカーとしての位置づけも含めて活動を推進していくことについて担当部署と話し合っている。

**委員長** (2) 地域の支え合いの推進については、これで終わる。

(3) 災害時要配慮者支援の推進、(4) 権利擁護の推進は、次回検討する。

## 7 今後の予定について

**健康福祉計画課長** (資料5により説明)

**委員長** 次回の開催は、11月5日火曜日、午後6時30分からとする。次回は、災害時要配慮者支援の推進、権利擁護の推進のほか、生活困窮者への支援の充実、ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止について検討する予定である。他に意見等があれば意見等記入用紙にて提出してほしい。

## 8 閉会